

劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版

令和3年10月15日
公益社団法人全国公立文化施設協会

【目次】

1. はじめに	1
2. 本ガイドラインの位置づけ	2
3. 感染防止のための基本的な考え方	2
(1) 劇場、音楽堂等に関わる主体	
(2) 「三つの密」の回避	
(3) リスク評価	
4. すべての主体に共通して求められる基本的な感染防止策	4
5. 施設管理者が講ずるべき具体的な感染防止策	5
(1) 来場者に向けた周知・広報	
(2) 従事者に関する感染防止策	
(3) 施設内での具体的な感染防止策	
(4) その他、施設内での感染防止策	
6. 公演主催者に協力を求める具体的な感染防止策	9
(1) 事前調整	
(2) 客席の配席（収容率）	
(3) 公演関係者に関する感染防止策	
(4) 来場者に関する感染防止策	
(5) 会場内での感染防止策	
(6) その他、物販等	
7. 感染拡大への防止策	13

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症は、数度に渡る感染拡大と減少を繰り返し、それに合わせて各地域で緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出・解除されています。発症や重症化を予防するワクチン接種も徐々に進んで来ていますが、一方でウイルスが感染力の強い変異株に置き換わることにより幅広い年齢層に感染が広がり、公演団体の出演者やスタッフにおいてクラスター発生が散見されるなど、まだまだ先行きが見通せない状況が続いています。

緊急事態宣言等は解除されましたが、引き続き、デルタ株等の変異株による感染の再拡大に備え、これまでの感染防止策をさらに深化させ、継続させる必要があります。一方、イベントにおいて、「観客が声を出さないコンサートや演劇」は「クラスターの発生が少なく、感染リスクが比較的 low かつ保つことができるイベントや施設は、感染防止策を徹底した上で、利用可能である（新型コロナウイルス感染症対策分科会 令和3年8月12日提言）」と客席内のリスク抑制が指摘されています。

全国の劇場・音楽堂等公立文化施設は、引き続き感染が続くことを踏まえた上で、社会・経済活動とより一層の感染防止を両立させた新しい生活様式・スマートライフのなかで、地域の文化拠点としての役割を再定義する必要があります。

2. 本ガイドラインの位置づけ

令和2年5月14日付けで発し、感染状況を踏まえ同年9月18日付けで全面改定した「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染防止拡大ガイドライン」については、その後も感染状況に応じた改定等の検討を進めましたが、状況が流動的であることから先送りが続いていました。しかしながら、ガイドラインに基づく感染防止の取組の効果が確認されるとともにワクチン接種の進展や変異株による感染拡大など状況に変化があったことから、今般改定に踏み切りました。

なお、改定にあたっては、基本的には従来の防止策を踏襲しつつ、新たな知見や状況を踏まえた対応策等を盛り込みました。

全国の劇場、音楽堂等は設置主体や運営形態、施設の性格や規模の違いなど多様であり、施設によっては独自の防止策を定めることも必要となります。また、防止策に係る負担や予算等によっては直ちに対応・導入することは難しい事項も含まれているかと想定されます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日付、令和3年8月17日変更 新型コロナウイルス感染症対策本部）では、関係団体において、エビデンス（検証結果・科学的根拠）に基づきガイドラインが進化、改訂された場合は、それに基づき適切に要件を見直すこととされていることから、本ガイドラインで示した基本となる感染防止策を実施した上で、可能な限り施設の特性や公演の態様に応じて、それぞれで感染防止の取組として実施してください。

また、本ガイドラインは、クラシック音楽公演運営推進協議会及び緊急事態舞台芸術ネットワークのガイドラインと補完し合う関係であり、必要に応じて参照していただき、感染防止の取り組みをより講じてください。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の感染の動向のほか、国の対処方針の変更や専門家の知見等により、必要に応じて適宜改訂を行うものといたします。

3. 感染防止のための基本的な考え方

(1) 劇場、音楽堂等に関わる主体

劇場、音楽堂等は、以下の多様な主体が関わり各種の公演又は催事等（以下「公演」という。）が行われる施設です。

- 設置者：劇場、音楽堂等の当該文化施設（以下「施設」という。）を設置した自治体等
- 施設管理者：公演の会場（以下「会場」という。）を含む施設全体を管理する事業者

- 従事者：当該施設の管理・運営に従事する者（委託等の事業者を含む。）
- 公演主催者：公演を主催し、当該施設の会場を利用する事業者
- 公演関係者：公演の開催に携わる出演者及びスタッフ（公演主催者を除く。）
- 来場者：公演を鑑賞等するために施設に来場する者

設置者は、地域の感染状況や各都道府県において示される対応指針に基づきながらも、一律的な利用等の制限が及ぼす地域の社会活動や文化活動への影響も踏まえ、施設の感染防止状況や公演等の内容に応じ、施設管理者とも協議の上でリスクを適正に評価し施設の利用方針を定めてください。また、利用等の制限による補償や発生する費用等の負担割合等を定めてください。

施設管理者（設置者である場合を含む。）は、設置者と協議した施設の利用方針に従い、施設の規模や特性、予定される公演等の規模や内容等を十分に踏まえ、必要に応じて専門家等のアドバイスも参考にし、利用の継続・制限や感染防止等の対応策を計画してください。

その上で公演主催者と相互に協力・連携しつつ、役割を分担し、従事者、公演関係者、来場者への感染を防止するため、限られた資源（予算・人）を効率的に配分し、感染者が発生した場合も想定したうえで、必要となる措置を効果的に講じていただく必要があります。

(2) 「三つの密」の回避

劇場、音楽堂等は、感染を拡大させるリスクが高くなる以下の3つの条件（いわゆる「三つの密」）について、「多くの人々が集う」「屋内施設」として注意すべき要素・リスクが存在します。それぞれの施設や公演の特性を理解し、本ガイドラインを踏まえた適切な対応を講じることにより、施設の各箇所において「密」の発生を防止し、感染リスクを軽減させることが求められます。

- 密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
- 密集場所（多くの人々が密集している）
- 密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

なお、一つの密でも一定の感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれの発生も避けるように努めてください。

(3) リスク評価

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である接触感染(①)及び飛沫感染(②)のそれぞれについて、従事者、公演主催者及び関係者、来場者の動線や接触等を考慮したりリスク評価を行い効果的な感染防止策を講じる必要があります。

大規模な人数の移動や県境をまたいだ移動が想定される公演については、集客施設としてのリスク評価(③)及び地域における感染状況のリスク評価(④)も必要となります。また、それらの全国的な移動を伴う大規模な公演、または来場者が1,000人を超える公演については、各都道府県に事前に相談するとともに、各都道府県において示される対応指針等とリスク評価(③④)に基づき、実施の可否や開催方法等について、公演主催者のほか必要に応じて設置者も交えて、その影響と補償等も含めて十分に協議し判断する必要があります。

① 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど不特定多数が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価します。高頻度接触部位(テーブル、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターのベルト、券売機等)には特に注意を要します。

② 飛沫感染・エアロゾル(マイクロ飛沫)感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、公演の態様と人と人との距離や位置、方向等を踏まえ、施設内及び会場内で、公演関係者相互、公演関係者(特に出演者)と来場者、来場者相互、施設従事者と来場者等の各間において、舞台上の発声、対面での長時間の会話、大声での呼びかけ、マスクを外す可能性等が頻発する場所等の状況の評価します。

③ 集客施設としてのリスク評価

開催にあたっては、大規模な人数の移動が見込まれるか、県域を越えた移動が見込まれるか、施設内での入退場が長時間滞留せず人と人との距離が一定程度確保できるかどうか等について、公演内容やこれまでの施設の来場実績等に鑑み、評価します。

④ 地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、地域での感染者の確認状況を踏まえた施設管理への影響について評価します。

4. すべての主体に共通して求められる基本的な感染防止策

施設管理者は、公演主催者と協力・連携し、施設や公演に関わるすべての主体に対し、以下の基本となる感染防止策を周知するとともに必要となる措置を講じてください。また、施設管理者及び公演主催者は、本ガイドラインに従った取り組みを行う旨、ホームページ等で公表してください。

なお、以後の全ての感染防止策は、ワクチン接種の有無に関わらず共通となります。

- 正しいマスクの常時着用
 - マスク使用時には鼻にフィットさせたしっかりとした着用を徹底し、できるだけフィルター性能の高い不織布マスクを使用すること
- 手指の消毒や手洗いの徹底
- 大声を出さないこと、咳エチケットの徹底
- 相互の社会的距離の確保
- 常時換気の励行（来場者を除く）
- 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限
- 厚生労働省の非接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードや各地域の通知サービスの登録、利用者のQRコード読み取り等の推奨
- 検温を励行し、平熱と比べて高い発熱がある場合や下記の症状等に該当する場合には自宅待機等の対応をとる
 - 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等の症状
 - PCR等の検査で陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - 過去2週間以内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合等

5. 施設管理者が講ずべき具体的な感染防止策

施設管理者は、前記の基本的な感染防止策を踏まえ、以下の個々の場面や場所等で必要となる措置も講じてください。また、必要に応じて防止策を統括する従事者を指定し、個々の措置を実行できる人的体制を整備してください。併せて、感染防止に必要な物品の調達・確保や人的体制の整備に必要な新たな費用や負担について、設置者と事前に協議してください。

施設内に複数の会場がある場合（大小ホールなど）や他用途の施設との複合施設の場合、それぞれの関係者の動線ができるだけ交わらないようにゾーニングを講じてください。

(1) 来場者に向けた周知・広報

本ガイドラインに沿った感染防止対策を講じていることを施設のホームページや会報誌等に掲載することにより、来場者等に事前に広報・周知してください。

- 発熱時や体調不良時の来館控え
- 来館時のマスク常時着用
- 施設内での会話の抑制、咳エチケット

- 入館時の手指の消毒や施設内での手洗いの徹底
- 施設内での社会的距離の確保
- 接触確認アプリの活用（使用に際しては Bluetooth を有効にしてください）

(2) 従事者に関する感染防止策

① 勤務管理

- 本ガイドラインに定めた感染防止策が実行できるように周知徹底してください。
- 執務エリアの密集を避けるため、在宅勤務や時差出勤など、ジョブローテーションを工夫してください。特に基礎疾患がある者や妊婦には配慮が必要です。
- 従事者は、普段から健康観察アプリなどを活用し、日々の健康状態の把握に努め、体調が悪いと自覚した場合や同居者等に体調不良者が発生した場合は出勤を控え、勤務管理者に連絡してください。
- 執務エリア（含む休憩室、飲食施設、ショップ等）では空気調整設備による適切な換気を常時実施し、必要に応じて換気扇や扇風機・サーキュレーター等による強制換気や二箇所以上の窓や扉を開放した自然換気を行ってください。また、必要に応じて二酸化炭素モニターを活用し、濃度 1000ppm 以下を保ってください。
- また、同エリアでも事務用品等の共用は避け、不特定多数が触れやすい場所や備品の消毒を定期的に行い、必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置してください。
- 会議や打ち合わせ等では、対面にならない席配置とするなど、従事者間の感染リスクを低減するよう努めてください。また、遠隔会議システムも活用してください。
- ユニフォームや作業着はこまめに洗濯してください。
- 公演に直接関与しない従事者は、できるだけ会場への出入りや公演関係者との接触を控えてください。
- ワクチン接種の推奨に向けて、接種時や副反応時の職務専念義務免除など環境整備を検討してください。
- 一方で、ワクチン接種を強制したり、未接種者が自らの行動抑制を過剰に図ったり、不利益を被ったりしないように配慮してください。

(3) 施設内での具体的な感染防止策

① 接触感染防止策

リスク評価①を踏まえて、不特定多数が触れる場所を消毒するとともに、手指消毒や手洗いの励行を行ってください。

- 施設内の不特定多数が触れやすい場所の徹底した消毒を少なくとも公演等の施設利用の入れ替え毎に行ってください。
- 施設の出入口と共用部分（トイレ等）の必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置してください。不足が生じないように定期的な点検を行い、必要であれば入口と出口を分けること（一方通行）や出入口数を制限することも検討してください。
- トイレでは、個人のハンカチ、ペーパータオル等を使うように掲示等で促してください。
- 貸館受付窓口や飲食店等では現金の取扱いをできるだけ減らすため、キャッシュレス決済を推奨します。また、受付窓口では対面以外の電話・FAX・WEB等の活用を推奨ください。
- 会場のクローク機能については、必要最小限（大型荷物のみ）の運用とし、取扱者は不織布マスクや手袋を着用してください。

② 飛沫感染防止策

リスク評価②を踏まえて、社会的距離を確保するとともに、会話等の抑制を図ってください。

- 来館者に正しいマスク着用を促すように掲示等で周知してください。また、ワクチン接種の有無に関わらず未着用来場者に対しては配布や販売等や、個別に注意等を行うこと等により着用を徹底してください。また、特段の理由なく、マスク着用の指示に従わない場合は、入場を拒む等の対応を検討ください。
- 施設内（チケットセンター、ショップ等）では、十分な間隔（最低1m）を空けた整列を促すように掲示等で周知してください。
- 対面で接する貸館受付窓口や販売窓口等には、換気を考慮したうえでアクリル板や透明ビニールカーテン等の間仕切りを設置し、購買者等との間を遮蔽してください。ただし、飛沫防止用のシートについては、以下の点に留意してください。
 - 火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合によっては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用すること。
 - 同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと。
 - 不明の点があれば、最寄りの消防署に相談すること。

③ エアロゾル（マイクロ飛沫）感染防止策

劇場、音楽堂等の公演会場における空気調和設備の機能や方式は、施設形態や建設年代により様々ですが、基本的にはいずれも各種法令等により規定の設備が設置（※）されています。この機能を十全に運用し発揮することにより感染防止を図ってください。

- 空気調和設備の適切な点検を定期的に行い、施設が興行許可を取得した際の換気機能（会場内は一人あたりの換気量 20 m³/時以上）を確保してください。
- 空気調和設備の適切な運用により、効果的な循環量や換気量（吸気量に対して 20～30%以上の外気）を確保してください。
- 施設内は、空気調和設備の常時運用に加え必要に応じて各所の窓や扉の開放等により自然換気を図ってください。
- 楽屋や会議室等においては、換気の日安として二酸化炭素モニターの使用（濃度 1000ppm 以下）も有効です。

※劇場、音楽堂等の公演会場における空調設備の特徴として、会場に静音性が求められることから空調機が離れて設置されており、間を長いダクトでつなぎ途中で消音器やフィルターが挟まっています。空調機に吸引された空気は、外気 20～30%と混合されて、温度調整されて会場に戻されます。法規等で定められている一人あたり 20 m³/時は外気分の量であり、全体の空調量としてはその 3～5 倍が循環しています。仮にエアロゾル飛沫が発生しても、吸引されてダクト等を経由する中で、ダクト内のフィルター等に付着し、また希釈されるので、再び戻されるときには、感染リスクは低くなっているものと想定されます。また、一人あたりの空気の循環量としても一般のオフィスや病院等を上回るものがあります。

なお、外気を取り入れない温度管理のみの空調設備しかない居室を長時間、複数人で使用する場合は、必ず換気扇や扇風機・サーキュレーター等による強制換気や二箇所以上の窓や扉を開放した自然換気を行ってください。

(4) その他、施設内での感染防止策

① チケット窓口

- 来場者の連絡先把握のためオンラインチケット化を推奨します。

② 飲食施設、ショップ等

- 混雑時は必要に応じて入場制限を実施してください。
- 飲食施設やショップ等の入口に適切な消毒液を設置してください。
- 飲食施設では、家族等の一集団と他集団との距離が十分な間隔（最低 1 m）となるよう各店舗において席の配置を工夫してください。また、飲食時にマスクを外す際は会話を控えるように周知してください。

- 飲食施設に関わる従業員は、特に不織布マスクの正しい着用と手指消毒を徹底してください。
- 物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品や見本品は極力取り扱わないようにしてください。
- 会場に付属する飲食カウンター等については、休憩時等に密集状態が発生しないようにしてください。また、使い捨ての紙食器を推奨してください。

なお、飲食施設においては、業種別ガイドラインの内、外食業の事業継続のためのガイドラインも参照してください。

③ 清掃・ゴミの廃棄

- 清掃やゴミの廃棄を行う者は、不織布マスクや手袋の着用を徹底してください。
- 作業を終えた後は、手洗い・消毒を行ってください。

6. 公演主催者に協力を求める具体的な感染防止策

公演主催者（※）が講じるべき具体的な感染防止策は、前記の基本的な感染防止策を踏まえるとともに、施設利用以前の練習や稽古段階より生じること、個々の公演の内容等によりその必要性や水準等が異なること等に鑑み、各公演ジャンルの統括団体等のより詳細なガイドラインも参照してください。以下は施設管理者側からの要請の例示として掲げるものです。

なお、施設管理者は、公演主催者が必要な措置を講じていただけるように事前に十分な協議を行うとともに、公演の際には措置が実際に講じられているかを確認し、必要な措置が講じられていないと認められる場合には、十分な措置を講じるように要請してください。

※ 施設管理者が公演を主催する場合には、施設管理者が講じるものとします。

(1) 事前調整

公演主催者は、施設に利用申込みを行う時点、若しくは公演概要を検討する時点で、事前にリスク評価（①②③④）を踏まえ、以下を含む必要とされる実施概要について施設管理者と協議してください。

- 予定されている公演におけるガイドラインを踏まえた防止策について、具体的な個々の措置と施設側及び公演主催者側の役割分担を調整してください。
- 仕込み・リハーサル・撤去において余裕あるスケジュールを設定してください。
- 休憩時間や入退場時間は余裕を持った設定としてください。
- 来場者が多数になることが見込まれる公演については、各都道府県において示された対応指針等に基づいて、実施の可否及び実施する際の必要となる感染予防策について対応を検討してください。

- 会議室や練習場等は、大声での発声が伴わない利用については、会場の常時換気等、必要となる感染防止対策を総合的に講じた上で、定員までの利用としてください。一方で、条件が担保されない場合は定員を制限してください。なお、定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限、1m程度の間隔）を空けてください。
- 公演を中止せざるを得ない事態に至った際の対応や係る費用等の分担について、必要に応じて設置者も交えて確認をしてください。

(2) 客席の配席（収容率）

- 来場者の配席については、できるだけ指定席にするなどして、主催者側で客席状況を管理調整できるようにしてください。
- 国の事務連絡や各都道府県の対応指針を前提とし、地域の感染の収束状況、公演の内容、上演時間、想定される観客層等を踏まえつつ、来場者による大声での歓声、声援、唱和等がないことを前提としうる公演については、必要となる感染防止対策を総合的に講じた上で、収容定員までの配席数（最前列席については下段記述参照。）とすることが可能です。
- 上記以外の公演については、正しいマスク着用と発声の抑制の周知及び事業者による個別注意など必要となる感染防止策を総合的に講じた上で、原則として収容率は国の事務連絡や各都道府県の対応指針に従ってください。（異なるグループ間では座席を1席（立席の場合は1m）空けますが、親子等の同一グループ（5名以内）では座席間隔をあける措置は不要。すなわち、収容は指針を超える場合もあり得る。）
- なお、ワクチン未接種年齢層や高齢者が多数来場すると見込まれる公演については、感染リスクや重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討してください。
- 客席の最前列席は舞台上の発声等を伴う出演者から十分な距離を取ることとし、最低でも水平距離で2m以上を設けてください。

(3) 公演関係者に関する感染防止策

- 公演主催者及び公演関係者は、その表現形態に応じて、出演者間で最低1mを目安とした十分な間隔をとるなど、可能な限り感染防止に努めるようにしてください。
- 公演時の出演者を除き施設内ではマスクの常時着用を原則とし、公演前後の手指消毒を徹底してください。
- 楽屋、控室、稽古場等でも不特定多数が触れやすい場所の定期的な消毒を徹底し、必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置してください。

- また、楽屋は密にならないように定員を調整するとともに常時換気を励行ください。なお、必要に応じて二酸化炭素モニター（基準 1000ppm 以下）を活用ください。
- ケータリングにおいては、使い捨ての紙食器を使用するなど、十分な感染防止対策を講じてください。
- 舞台袖、舞台裏、楽屋などの狭いスペースでの待機時や、喫煙スペースや洗面スペースや飲食周りなどマスクを外しての利用に際し、各場所に応じた定員制限や会話の抑制等を徹底してください。
- 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限してください。
- その他、練習・稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずるとともに関係者の健康管理に努めてください。なお、主要な関係者についてはワクチン接種をすることを推奨します。

(4) 来場者に関する感染防止策

- 来場前の検温の要請とともに、来場を控えてもらうケースを事前に十分周知してください。また、その際の振替やチケット代金の払戻等の諸条件については、発売時に告知してください。
- 来場者側の自己検温だけでなく、公演主催者側でも会場入場時に検温等の対策を講じてください。
- 入退場時の密集回避のため、時間差を設けての入退場や入退場導線の分散、案内人員の配置、またメッセージボード等を使用した呼びかけ等により、十分な距離（最低 1m）の間隔を確保してください。
- 入退場時のエレベーター利用は、密にならないよう定員を制限してください。
- 公演後の出待ちや面会等は控えるように注意喚起してください。
- チケットシステム等の活用により、来場者の氏名及び緊急連絡先の把握に努めてください。また、来場者に対して、こうした情報が来場者から感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。
- 公演中の携帯電話等の抑制案内は、電源オフではなく、接触確認アプリの作動を妨げないように電源及び Bluetooth を on にした上で「マナーモードかつフライト／機内モード」設定としてください（携帯電話抑制装置の使用はアプリ作動には干渉しません）。
- 配慮が求められる来場者、障害者や高齢者、ワクチン未接種年齢層等については事前に対応策を検討してください。

- 公演前後の交通機関の分散利用や飲食・会合の抑制等、施設外での感染防止について注意喚起してください。

(5) 会場内での感染防止策

① 接触感染防止策

- 公演主催者は、会場内の不特定多数が触れやすい場所の定期的な消毒を徹底してください。
- 公演主催者は、会場の出入口等の必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置し、入退場時の利用を周知してください。また、不足が生じないように定期的な点検を行ってください。
- 入場時のチケットもぎりについては、入口の滞留状況等を想定し、簡略化（来場者が自らもぎって箱に入れ、主催者は目視で確認）するか、係員のこまめな手指消毒（若しくは手袋着用）の徹底かを検討してください。
- チラシ・パンフレット・アンケート等は、据え置きとし来場者が自ら取得するか、手渡しの場合には係員の手指消毒（若しくは手袋着用）を徹底してください。
- 公演後の面会等、公演関係者と来場者の接触は控えるように周知してください。
- プレゼントや差し入れ等は控えてください。
- 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限してください。
- 来場者や関係者等、それぞれの立入り可能エリアを限定（来場者が楽屋エリア等に立ち入ること等を制限）してください。

② 飛沫感染防止策

公演の内容等によりませんが、来場者は原則的には、会場内では一方向を向き静座し、公演中は会話等が想定されないことから、適切なマスク着用をすることにより、一定の感染抑制が可能となります。加えて休憩時間や入退場時にも会話の抑制を促し、密集が発生しないように対策を講じてください。また、大声を出すものがいた場合は、個別に注意等を行い、従わない場合は退場を求める等の措置も検討ください。

【公演関係者（特に出演者）⇔来場者間の感染防止策】

- 感染リスクが高まるような演出（声援を求める、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等）は控えてください。
- 来場者の案内や誘導に際しては十分な距離（最低 1m）を取るとともに、不織布マスクを着用してください。

- 来場者と接する窓口（招待受付、当日券窓口）等では、換気に注意をしたうえで、アクリル板や透明ビニールカーテン等の間仕切りを設置し、来場者等との間を遮蔽してください。

【来場者⇔来場者間の感染防止策】

- 施設内ではワクチン接種の有無に関わらずマスク着用を必須とし、未着用来場者に対しては配布や販売等や、個別に注意等を行うことにより着用を徹底してください。
- 休憩時間や入退場時間は、会場の収容人数や収容率、入退場経路等を考慮し、余裕ある時間を設けてください。
- 休憩時間や入退場時には会話抑制を周知するとともに、ロビー等での近距離における対面での会話や滞留を抑制するように促してください。
- 休憩時間や退場時の客席からの移動に際しては券種やゾーンごとの時間差とし、滞留を抑制してください。
- 休憩時間のトイレや飲食カウンター等では、ロビー等の広さを踏まえて、十分な間隔（最低 1m）を空けた整列を促してください。
- 会場内での食事は、長時間マスクを外すことが想定されますので控えてください。

(6) その他、物販等

- 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインでの販売や、キャッシュレス決済を推奨します。
- 物販に関わる関係者は、不織布マスクの着用に加え、必要に応じてこまめな手指消毒（手袋着用）を行ってください。
- 多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わないでください。
- オペラグラス等の貸出物について十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを行わないようにしてください。

7. 感染拡大への防止策

施設管理者は、感染者が発生した場合に備えて、速やかに保健所と連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整えてください。また、発生の際には保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、可能な限り必要な情報を速やかに提供し、保健所の判断により消毒命令が発せられた際には必要箇所の消毒を実行してください。

公演主催者は、感染が疑われる者がいた場合は速やかに施設管理者に連絡し、対応を協議してください。

- 施設管理者は従事者について、公演主催者は公演関係者及び来場者等について、可能な範囲で氏名及び緊急連絡先を把握し、作成した名簿を一定期間（概ね1ヶ月間）保持するように努めてください。また、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。
- なお、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講じ、期間経過後は適切に廃棄してください。
- また、発生した感染者等（含む同居者等。）の情報は要配慮個人情報となるため、その取扱いに十分注意してください。
- 施設管理者は、施設内で来場者等から体調不良が訴えられた際の対応について、事前に検討を行い、換気の良い救護室（一時的隔離）や対応する際の不織布マスクや手袋等の備品を準備してください。
- 従事者や公演関係者の感染が疑われる際の対応について、事前に検討を行い、自宅待機や受診等の基準を定めてください。基本は、発熱など軽度の体調不良の場合には抗原簡易キットでの検査を促し、検査陽性の場合には、保健所の子承を得た上で、PCR検査等を速やかに実施してください。さらに濃厚接触の可能性のある者にも検査を促してください。
- なお、抗原簡易キットの準備にあたっては、令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」（以下）を参照ください。
<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>
- また、感染者発生時の対応についても公表方法や公演実施の基準等を事前に定めてください。

本ガイドラインの策定にあたっては、政府及び専門家の助言をいただきました。

令和2年5月14日初版策定

令和2年5月25日一部改定

令和2年9月18日改定

以上